

国保 こくほ

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証に

臓器提供の意思表示ができるようになりました！

臓器移植に関する法律が改正され、国および地方公共団体は、移植医療に関する啓発や知識の普及を進めることになりました。

国民健康保険の方へ

この度の改正を受けて、本町では、8月からの被保険者証をお送りする際に、国民健康保険の被保険者証の裏面に貼り付けることができる「臓器提供意思表示シール」を同封しています。

臓器を提供するか、しないかは、自分の意思で決められます。臓器を提供したいと思う人は、同封の臓器提供意思表示シールのうち、自分の意思に合ったシールを選んで記入し、被保険者証に貼付することで意思を表すことができます。この機会に、ご家族でお話しをしていただき、臓器提供の意思表示の記入にご協力をお願いします。

後期高齢者医療の方へ

後期高齢者医療の皆様につきましても、「臓器提供意思表示シール」をご利用できます。意思表示シールは、役場 1 階保険課の窓口に着用されていますので、ご希望される方は、窓口までお越しください。

▶お電話をいただければ郵送で送付します。

グリーンリボンは、世界的な移植医療のシンボルマークです。



成長と新しい命を意味するグリーンで、ギフト・オブ・ライフ(いのちの贈り物)によって結ばれたドナーとレシピエントの命のつながりを表現しています。

問い合わせ先 (社)日本臓器移植ネットワーク ☎ 0120-78-1069(フリーダイヤル)
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 123

国民年金 ねんきん

国民年金保険料は さかのぼって納付することができます

免除や若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は 10 年以内であれば、さかのぼって保険料の全部または一部を納付すること(追納)ができます。

国民年金保険料の免除や若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。年金額を満額に近づけるために、生活に余裕ができたときは納めるようにしましょう。

ただし、保険料を追納する場合、免除や納付猶予等の承認を受けた翌年度から起算して 3 年目以降は当時の保険料に加算金が増加されます。

追納するには、国民年金保険料追納申込書の提出が必要です(申込書は熊本東年金事務所または役場保険課にあります)。

追納額等の詳しい内容は、お問い合わせください。



問い合わせ先 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123